大分県宿泊税使途検討委員会設置要綱

（設置）
第１条　大分県宿泊税条例（令和８年大分県条例第３５号）に基づき徴収する宿泊税の使途等について検討するため、「大分県宿泊税使途検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項について所掌する。
（１）宿泊税の使途に関すること
（２）宿泊税を充当した事業の効果検証に関すること
（３）その他、委員会の目的達成に必要な事項に関すること

（組織）
第３条　委員会は、委員 10 人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
（１）学識経験者又は有識者
（２）観光・宿泊関係団体等を代表する者
（３）県内市町村関係者
（４）その他知事が必要と認める者
３　委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。

（委員長）
第４条　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第５条　委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は商工観光労働部観光局長が招集する。
２　委員会の進行は、委員長が行う。
３　委員は、やむを得ない理由により委員会に出席することができないときは、代理人を委員会に出席させることができる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができるほか、その他適当な方法により、広く意見を聴くことができる。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は、商工観光労働部観光局観光政策課において処理する。

（雑則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和８年８月１８日から施行する。
２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。